

町営住宅等家賃の減免・猶予制度

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した方で、一定の要件に該当するときは、家賃・敷金等の減免（徴収猶予）の承認申請をすることにより、1年以内の期間に限り、家賃の減免又は猶予を受けることができる場合がありますので、建設課までご相談ください。

対象となる使用料等

- 町営住宅使用料（家賃）
- 定住促進住宅使用料（家賃）

対象となる方

- 入居者の収入が基準額（月額72,800円）以下となった場合
 - 入居者が病気のため長期にわたる療養等が必要であり、入居者の収入から当該療養等に要する費用の月額を控除した額が基準額以下となった場合
など
- ※町営住宅と定住促進住宅によって基準額などは違いますので建設課までご相談ください。

想定される該当ケース

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、
- ・入居者の収入が大幅に減少した場合
 - ・入居者が病気にかかった場合
- など